相続手続きの流れのご案内

1 相続人は誰か、財産は何がどれだけあるのか

調 杳 戸籍謄本の収集と相続人調査 ①相続人の確定

- 不動産・預金・証券等財産調査 ②相続財産の把握



2 誰がどの財産をどれだけ相続するのか

協

全員 ・ 合意 ・ 納得 ・ 安心

①相続人全員の②相続財産の遺産分割協議書

『遺産分割協議書』

- * 相続人全員署名、実印、印鑑証明が必要
- *スムーズな相続手続きを行うため
- *親族間のトラブル防止



3「遺産分割協議書」に従い分割する

相続登記・不動産の名義変更 遺産分割協議書(相続分割手続) 相続税申告・基礎控除額を超過 預金解約

| 連携協定先 | 関市 | 美濃市 | その他 |
|-----------------------|-----|-----|-----|
| 関司調会 司法書士·土地家屋調査士 | 31名 | 6名 | |
| 岐阜行政書士会 中濃支部 行政書士 | 27名 | 5名 | |
| 名古屋税理士会関支部 税理士·会計士 | 8名 | 4名 | 5名 |
| | | | |

注 協定先詳細は、取引店舗にお尋ね下さい。

注 詳細については、取引店舗にご確認ください。